

令和6年度入学試験問題（前期日程）

# 小論文

中等教育教員養成課程  
中等教育プログラム 社会科専攻

## 注意事項

1. 解答は、すべて別紙解答紙の指定の箇所に横書きで記入すること。
2. 解答紙には必ず受験番号を記入すること。

〔問〕 次の文章を読んで、あとの問い合わせに答えよ。

「憲法」と聞くだけでどこか近寄りがたく、難しいと感じる人もいるのではないか。そもそも憲法とは何を目的とする法なのだろう。憲法をどのように教えたらいよいのか、課題はどこにあるのか。教育現場での取り組みのいったんを報告する。

### 川と堤防に例えて動画に

武蔵野美術大学で 10 日、志田陽子教授（憲法）が担当する新年度初回の授業「日本国憲法 A&B」がオンラインであり、学生約 100 人が参加した。配られたレジュメに志田教授が作った 4 分余りの動画のリンクが貼られている。

音楽をバックに、「憲法とは、国家を暴走しないように、枠づけるもの。国家がこの『枠』を守って働くことが立憲主義」と文字が映し出される。続いて川が流れる写真とともに、「国家と憲法は、<sup>はんらん</sup>氾濫するおそれのある川と、護岸工事をした岸の堤防のような関係です」。憲法が国家を名宛て人とした規範で、立憲主義の本質が権力を縛るものということが、川=国家、堤防=憲法のたとえで親しみやすく説明される。

編著「映画で学ぶ憲法」などのある志田氏は、視覚や聴覚に訴える授業を重視してきた。「想像力をかき立てることで、遠い存在と思われてきた憲法のイメージを身近に感じてもらいたい」と話す。

10 日の授業のテーマは、「日本国憲法の成立と『国民主権』」。日本国憲法を制定して国民主権への転換を図ろうとする GHQ（連合国軍総司令部）と、天皇主権（国体）を守りたい日本の政治指導層との緊張関係に焦点があてられた。「私たちが手にする国民主権は、生みの苦しみを経て生まれたという歴史を知ってもらうことで、その大切さを深いところで受け止めてもらいたかった」と志田氏。

固定した飾りのようなものではなく“使いこなすもの”として憲法を捉えてもらえないか。そのために自転車に乗った人のイラストを使い、「民主主義はサイクル（回転運動）だ」と例えている。

代表者が作った法律やその執行、裁判で国民は影響を受ける。結果に満足する人もいれば、反対したいと感じる人もいる。そのときはまた国政へ働きかけることになる。

「民主主義は終わりのない軌道修正の循環（サイクル）で、サイクルを支える権利として参政権があることを学んで欲しい」と志田氏は語る。

出典 『朝日新聞』2023年4月26日朝刊

法や憲法をどう教えたらいいのか。研究者グループの間で、高校の社会科教師向けの教育プログラム開発の試みが進んでいる。

### 権利対立 解決の過程重視

その一つが、2月28日に秋田大学教育文化学部であった「表現の自由」を考える授業だ。加納隆徳講師が担当し、将来、社会科の教員になることを目指す4年生から2年生の計6人が参加した。

授業の冒頭、加納講師が自身の問題意識を学生たちに伝えた。法や司法制度、その基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育が「法教育」の定義とされているが、「本当に法教育は浸透しているのか」と。

加納講師がこの日の授業で使った素材は、新聞の全面広告をめぐり「炎上」したケース。漫画の発売日に合わせて、ミニスカート姿の女子高校生のイラストが新聞の全面に掲載された。「不特定多数の目にふれる場でやってはいけないこと」「アイドルを見て元気を出すくらいとして認識している」とSNS上で賛否が分かれた。

『見たくない』ものを見るのは権利なのか」「一般紙に女子高生のイラストを載せることは、『見たくない』ものを見ることによる権利侵害といえるのか」。論点を提示し、学生たち自身で考えさせる時間を取った。

身边に起きた素材で学生の思考を刺激すると、次のステップでは、同じような対立が裁判になったケースを取り上げた。いわゆる「とらわれの聴衆」事件だ。

「次は〇〇前です」「〇〇へお越しの方は次でお降りください」という降車駅案内を兼ねた大阪市営地下鉄のCM放送をめぐり、乗客に聞きたくない音の聴取を強制することが、人格権の侵害にあたるかどうかが争われた裁判だ。

最高裁は1988年12月、違法とは言えないと簡単に述べて請求を退けた。伊藤正己裁判官は補足意見で、「個人が他者から自己の欲しない刺激によって心の静穏を乱さ

れない利益を持ち、広い意味でのプライバシーと呼ぶことができる」と指摘。「聞きたくない音を聞かされることは、このような心の静穏を侵害することになる」が、このケースの場合は我慢の限度を超える違法性はないとした。

授業には、法教育に取り組んできた高橋重剛弁護士も参加した。「憲法問題が争点となる裁判も、自分の身の回りで起きた紛争から始まっている。個人の権利同士の衝突をどう解決するかが重要で、そのあたりを体感してもらえるように話をした」と語る。

モデル授業の作成にあたって加納講師は、法教育を進めるうえでの教育現場の課題とは何かを考えたという。その一つとして挙げるのは、法を「固定的」に捉え、紛争解決の場面で出てくる裁判についても、結論部分を重視して教える教師が多いことだ。

加納講師は、「教科書でも権利を侵害された場合の解決方法は紹介されているが、どのようにして権利が守られるのかという具体的な場面までを学ぶ機会は少ない」と指摘。「どんな権利が対立し、どのようにして権利救済が図られるのか。身近な素材を使い、その過程を学ぶことが大切ではないか」と話す。

出典 『朝日新聞』2023年5月3日朝刊

(問 1) 下線部の「名宛て人」とは、「憲法を尊重し擁護する義務を負」っている人々のことです。この人々については憲法の第 99 条で下のように記されています。

第九十九条 ア 又は摂政及びイ、国会ウ、エ その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

以下の憲法の条文を参考にして、アからエまでの空欄を埋めなさい。

第四条 ア は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

第六条 ② ア は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たるエ を任命する。

第四十四条 両議院のウ 及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他のイ でこれを組織する。

第七十六条 ③ すべてエ は、その良心に従ひ独立してその職權を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

(問 2) 問題文を読み、教える側の立場から「憲法をどう教えるか」について、あなたが考えたことを 1000 字以内にまとめなさい。

(注) 問題作成の都合上、表記の一部をあらためたところがある。